

さいたま市産業進出促進事業所等賃借料補助金交付要綱取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、さいたま市産業進出促進事業所等賃借料補助金交付要綱（平成18年さいたま市告示第108号。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費の算出)

第2条 要綱第4条に規定する補助対象経費を算出する場合において、補助対象事業者が賃借した事業所等に研究開発機能、本社機能、製造機能又は東日本の活動拠点機能（以下「補助対象機能」という。）以外の機能が含まれている場合で、かつ、補助対象機能に係る賃借料を区分できないときは、次のとおり面積按分で得た額を補助対象経費とする。

$$\text{事業所等の賃借料総額} \times \frac{\text{補助対象機能の面積}}{\text{事業所等の延床面積}}$$

(大型特例の床面積又は常時雇用者)

第3条 要綱第6条第2号に規定する当該事業所等の床面積又は常時雇用者は、新たに進出する事業所等の床面積又は常時雇用者とし、既存事業所等の床面積又は常時雇用者は含まないものとする。

(事業計画の確認に伴う提出書類)

第4条 要綱第7条に規定する補助金の事業計画の確認時における提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 産業進出促進事業所等賃借料補助金事業計画確認申請書(様式第1号)
- (2) 産業進出促進事業所等賃借料補助金事業計画書(様式第2号)
- (3) 企業概要書(様式第3号)
- (4) その他市長が必要とする書類

(事業計画の確認通知)

第5条 要綱第8条に規定する事業計画の確認通知は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画が要綱に適合したとき 産業進出促進事業所等賃借料補助金

事業計画確認通知書（様式第4号）

- (2) 事業計画が要綱に適合しないとき 産業進出促進事業所等賃借料補助金事業計画不適合通知書（様式第5号）

（事業計画確認後の事業開始時期に関する承認に伴う提出書類）

第6条 要綱第8条第3項に規定する市長の承認における提出書類は、産業進出促進事業所等賃借料補助金事業計画確認後の事業開始時期に関する承認申請書（様式第6号）を提出する。

2 市長は、前項の場合において、申請を承認したときは、産業進出促進事業所等賃借料補助金事業計画確認後の事業開始時期に関する承認通知書（様式第7号）により通知する。

（事業計画の変更及び取下げに伴う提出書類）

第7条 要綱第9条第1項に規定する事業計画の変更における提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 産業進出促進事業所等賃借料補助金事業計画変更申請書（様式第8号）
(2) その他市長が必要とする書類

2 要綱第9条第3項に規定する事業計画の取下げにおける提出書類は、産業進出促進事業所等賃借料補助金事業計画申請取下書（様式第9号）とする。

（事業計画の変更に伴う確認通知）

第8条 要綱第9条第2項に規定する事業計画の変更に伴う確認通知は、次に掲げるものとする。

- (1) 変更した事業計画が要綱に適合したとき 産業進出促進事業所等賃借料補助金事業計画変更確認通知書（様式第10号）
(2) 変更した事業計画が要綱に適合しないとき 産業進出促進事業所等賃借料補助金事業計画変更不適合通知書（様式第11号）

（事業計画の承継に伴う提出書類）

第9条 要綱第10条第2項に規定する事業計画の承継の届出における提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 産業進出促進事業所等賃借料補助金事業承継届出書（様式第12号）
- (2) その他市長が必要とする書類

（企業の進出実績の報告及び補助金の交付申請に伴う提出書類）

第10条 要綱第11条に規定する企業の進出実績の報告及び補助金の交付申請における提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 企業の進出実績の報告及び産業進出促進事業所等賃借料補助金交付申請書（様式第13号）
- (2) その他市長が必要とする書類

（交付の決定及びその額の確定の通知）

第11条 要綱第12条に規定する交付の決定及びその額の確定の通知は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助金を交付するとき 産業進出促進事業所等賃借料補助金交付決定及び交付額確定の通知書（様式第14号）
- (2) 補助金を交付しないとき 産業進出促進事業所等賃借料補助金不交付決定通知書（様式第15号）

（交付申請の取下げに伴う提出書類）

第12条 要綱第14条第1項に規定する交付申請の取下げにおける提出書類は、産業進出促進事業所等賃借料補助金交付申請取下書（様式第16号）を提出する。

（交付の請求に伴う提出書類）

第13条 要綱第15条に規定する交付の請求における提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 産業進出促進事業所等賃借料補助金交付請求書（様式第17号）
- (2) 産業進出促進事業所等賃借料補助金交付決定及び交付額確定の通知書（様式第14号）の写し

（交付決定等に基づく事業の変更等に伴う提出書類）

第14条 要綱第17条第1項に規定する交付決定等に基づく事業の変更等における提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 産業進出促進事業所等賃借料補助金交付決定等事業変更承認申請書
(様式第18号)
- (2) 産業進出促進事業所等賃借料補助金交付決定等事業廃止承認申請書
(様式第19号)
- (3) 第10条の提出書類のうち、変更又は廃止となる事業に関する書類
- (4) その他市長が必要とする書類

2 市長は、要綱第17条第1項に基づいて事業の変更又は廃止を承認したときは、産業進出促進事業所等賃借料補助金交付決定等事業変更承認通知書(様式第20号)又は廃止承認通知書(様式第21号)により通知する。要綱第17条第2項に基づいて交付決定等に条件を付すときも同様とする。

3 市長は、要綱第17条第2項に基づいて交付決定等の内容を変更するときは、一部取消しを行った交付決定の内容と変更後の交付決定の内容を、産業立地促進補助金交付決定等取消通知書(様式第22号)により通知する。

(補助事業者の地位の承継に伴う提出書類)

第15条 要綱第18条第1項に規定する補助事業者の地位の承継における提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 産業進出促進事業所等賃借料補助金補助事業者地位承継承認申請書
(様式第23号)
- (2) 第10条の提出書類のうち、補助事業者の地位の承継に係るもの
- (3) その他市長が必要とする書類

2 市長は、要綱第18条第1項に規定する補助事業者の地位の承継を承認したときは、産業進出促進事業所等賃借料補助金補助事業者地位承継承認通知書(様式第24号)により通知する。

(交付決定等の取消しに伴う通知書)

第16条 要綱第19条に規定する交付決定等の取消しを行うときは、産業進出促進事業所等賃借料補助金交付決定等取消通知書(様式第22号)により通知する。

(返還命令及び返還額)

第17条 要綱第20条第1項に規定する返還命令を行うときは、産業進出促進事業所等賃借料補助金返還命令書(様式第25号)により通知する。

2 要綱第19条に基づき補助金の交付決定等の全部を取り消すときは、同第16条で交付している額(以下「既交付額」という。)の全額を返還額とする。

3 要綱第19条に基づき補助金の交付決定等の一部を取り消すときは、次により算出された額を返還額とする。

$$\frac{3 \text{年} - \text{事業を開始した日から返還事由発生までの日数} \times \text{要綱第12条に基づく補助金の確定額}}{3 \text{年}}$$

4 前2項の規定に基づき補助事業者の返還する額を算出することが適当でないと市長が認めるときは、この限りではない。

(継続状況の報告に伴う提出書類)

第18条 要綱第22条第1項に規定する継続状況の報告における提出書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 産業進出促進事業所等賃借料補助金継続状況報告書(様式第26号)
- (2) その他市長が必要とする書類

附 則

この取扱要領は、要綱の公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この取扱要領は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この取扱要領の改正後の規定は、さいたま市産業進出促進事業所等賃借料補助金交付要綱の経過措置に準じて適用する。

附 則

この取扱要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成 29 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。